

第5次守山市総合計画書（2021年改定版）作成支援業務委託特記仕様書

1. 業務名

第5次守山市総合計画書（2021年改定版）作成支援業務

2. 業務目的

平成23年度から令和2年度を計画期間とする第5次守山市総合計画（以下、「5次総」という。）は、5年間計画期間を延伸するため、計画内容を現在の市が直面する課題や社会経済情勢を踏まえた見直しを行う。

本業務は、第5次守山市総合計画書（以下、「計画書」という。）について、本市が作成した見直し内容（計画内文章、写真、図等）を基に、図表等の加工やイラストを作成するとともにデザイン、レイアウト等を工夫し、より分かりやすく親しみやすい計画書等を作成することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

4. 業務内容

（1）本編のデザイン、印刷製本

前回計画書（2016年改定版）を基に、本市が文章等を見直した後の計画書内容について、表紙のデザイン、およびイラスト作成、図表や写真を加工するなどにより各ページのデザインおよびレイアウトを行う。イラストについては、施策や取組内容がイメージできるものを作成すること。また、図表については、数値データ等を用いて分かりやすいものを作成すること。数値データ等及び写真データについては本市が提供する。

（2）概要版のデザイン、印刷製本

本編の内容を基に概要版のデザインおよびレイアウトを行う。イラスト作成、図表や写真を加工するとともに、本編から要点を的確に抜粋し、より理解しやすく、また、親しみやすいものにする。

5. デザインコンセプト

計画書作成にあたり下記の事項について考慮し、デザインおよびレイアウトを行うこと。

その他、下記のコンセプト以外の詳細に係る事項については、その都度本市と協議すること。

（1）都市ブランドメッセージ、ロゴデザイン「The Garden City つなぐ、守山」

本市の良質な都市ブランドイメージをPRするため、「The Garden City つなぐ、守山」の都市ブランドメッセージに基づいたロゴデザインを下記のとおり作成している。

当都市ブランドメッセージおよびロゴデザインを表紙および各ページに活用するとともに、計画書全体のデザインおよびレイアウトにおいても反映させること。



※他、モノクロ版など数パターンあり

守山市の豊かな自然環境や恵まれた住環境を表す
「The Garden City」とともに、
このまちの魅力ひとつひとつを「つなぎ」合わせ
より大きな魅力にすること、
子どもたちを健やかに未来へと「つないでいく」こと、
さらには住民同士の「つながり」の中
市民の皆さまとともに「住みやすさ日本一が実感できるまち」を
目指すことなどへの思いを込めつくりました。

ロゴデザインについて

都市ブランドメッセージを基に
緑や木々をイメージさせる『葉っぱ』と
水・湖・川をイメージさせる『水滴』の形を用い
自然と地域が無限に広がり、
つながるイメージで表現しました。



※ 「The Garden City 『つなぐ、守山』」は、
本市の良質な都市イメージとまちのブランド化のコンセプト（概念）を都市ブランドメッセージとして言語化したものです。

(2) 新庁舎のイメージ「つなぐ、守の舎（もりのや）」

本市のまちづくりの新しい顔となる新庁舎（令和5年度開庁予定）の整備イメージである「つなぐ、守の舎（もりのや）」に沿ったデザインおよびレイアウトを計画書に反映させること。

■ 「つなぐ、守の舎（もりのや）」

- ・ 人と自然が「つながるまち」、次世代を育み、未来へと「つながっていくまち」を象徴する庁舎
- ・ 「守の舎」は、平常時・災害時には全ての市民の安全を「守る」建物となる拠点施設として、新庁舎が常日頃から市民に寄り添い頼りにされ、全世代に安心を提供する「安心の森」として重要な役割を果たす庁舎



(3) 守山市制施行50周年

本年度において、本市は市制施行50周年を迎えている。この節目の年に総合計画の見直しを行うことにあたり、表紙等に市制施行50周年を迎えたことを示すこと。



(4) SDGsの計画書への反映

計画書における各施策とSDGsの各アイコンとの関連性が分かるようなデザインおよびレイアウトを行うこと。各施策とSDGsの各アイコンとの関連性の紐づけは本市で行う。



(5) 見やすく親しみやすい暖かみのあるデザインとレイアウト

受託者は、業務遂行にあたり、ユニバーサルデザイン（色覚バリアフリー等）に配慮すること。

特に、文章においては、フォント・行間・字間を見やすく調整するとともに、計画書内における色のコントラストや色の配分については、極端な濃淡や色の多用がないように、見る目に優しいデザインとレイアウトに工夫すること。

6. 成果品

(1) 総合計画書本編

ア サイズ：A4版

イ ページ数：160頁程度

ウ 用紙：（表紙）（本文）現計画書と同等以上の用紙

エ 印刷：カラー印刷

オ 校正：色校正1回以上（簡易校正）

カ 製本：現計画書と同様

キ 部数：400部

(2) 概要版

ア サイズ：A4版

イ ページ数：16頁程度

ウ 用紙：（表紙）（本文）現計画書概要と同等以上の用紙

エ 印刷：カラー印刷

オ 校正：色校正1回以上（簡易校正）

カ 製本：現計画書と同様

キ 部数：1,000部

(3) 上記(1)(2)の電子データ

CD-R等に保存し、2部提出すること。

（ホームページ掲載予定の原稿は、PDFデータとする。）

（本編で使用したイラストや写真の画像データおよび加工した図表等のデータも別で提出。）

7. 工程表

受託者は、契約締結後、速やかに業務工程表を本市に提出し、了承を得ること。

8. 成果品

(1) 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、本市の検査を受けること。検査を行い、本市の承認を得られない成果物は無効とする。

(2) 業務完了期限前であっても、本市があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

9. その他

(1) 受託者は業務執行にあたり、本仕様書のほか関係法令および条例等を遵守すること。

(2) 本業務の遂行にあたり、第三者（委託者および受託者以外の者）が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うものとする。（該当イラスト等を明確にしておくこと）

(3) 本業務において制作したイラストを始めとする成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとし、本業務により得られた成果品、資料および情報等について、受託

者は本市の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。

- (4) 図表等については、今後、一部変更や更新等もあり得ることから、受託者は、印刷製本用原稿の最終確定時期について、本市と十分に協議した上で判断すること。
- (5) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (6) 本業務において本市から提供する資料等について、受託者は資料の重要性を認識し、資料の破損、滅失および盗難等事故のないように取扱い、使用后、速やかに返却すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。